

# 札幌市私立認可保育所運営要綱

(平成 20 年 3 月 26 日 子ども未来局長決裁)  
改正

平成 21 年 3 月 24 日  
平成 22 年 3 月 29 日  
平成 22 年 9 月 2 日  
平成 23 年 3 月 31 日  
平成 24 年 3 月 30 日  
平成 25 年 3 月 29 日  
平成 29 年 3 月 31 日  
平成 30 年 3 月 31 日  
平成 31 年 3 月 29 日  
令和 2 年 3 月 3 日  
令和 2 年 6 月 30 日  
令和 5 年 3 月 31 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 35 条第 4 項の規定により、札幌市長（以下「市長」という。）の認可を受けて設置した保育所（以下「認可保育所」という。）について、その管理運営に関する基本的な事項を定め、認可保育所の適正な運営と入所児童の適切な処遇を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 2 号認定子ども 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる満 3 歳以上の小学校就学前子どもをいう。
- (3) 3 号認定子ども 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる満 3 歳未満の小学校就学前子どもをいう。
- (4) 乳児 児童福祉法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する満 1 歳に満たない者をいう。
- (5) 幼児 児童福祉法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (6) 0 歳児 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 1 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 1 歳に達した場合においても、その年度中に限り 0 歳児とみなす。
- (7) 1 歳児 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 1 歳以上 2 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童が

- その年度の途中で 2 歳に達した場合においても、その年度中に限り 1 歳児とみなす。
- (8) 2 歳児 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 2 歳以上 3 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 3 歳に達した場合においても、その年度中に限り 2 歳児とみなす。
- (9) 3 歳児 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 3 歳以上 4 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 4 歳に達した場合においても、その年度中に限り 3 歳児とみなす。
- (10) 4 歳児 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 4 歳以上 5 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 5 歳に達した場合においても、その年度中に限り 4 歳児とみなす。
- (11) 利用乳幼児 前条に規定する認可保育所を利用している者をいい、「子ども」又は「児童」についても以下同じ。
- (12) 保育士 児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の規定による保育士登録簿への登録を受けた者をいう。
- (13) 調理員 認可保育所において、食事の調理業務に従事する者をいう。
- (14) 分園 保育所分園の設置運営について（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）及び札幌市私立保育所設置認可等要綱（平成 13 年 3 月 30 日札幌市保健福祉局長決裁。以下「認可等要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する分園をいう。
- (15) 中心保育所 前号に規定する分園を設置した場合の、本体となる認可保育所をいう。
- (16) 利用定員 法第 31 条第 1 項の規定により市長が定めた定員をいう。
- (17) 認定こども園 法第 7 条第 4 項に規定する認定こども園をいう。
- (18) 幼稚園 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園をいう。
- (19) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条第 1 項に規定する 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分をいう。
- (20) 保育短時間 子ども・子育て支援法施行規則第 4 条第 1 項に規定する 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分をいう。
- (21) 保護者 法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。
- (22) 教育 法第 7 条第 2 項に規定する教育をいう。
- (23) 保育 法第 7 条第 3 項に規定する保育をいう。
- (24) 特定教育・保育 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。
- (25) 地域型保育事業 法第 7 条第 5 項に規定する事業をいう。
- (26) 特定地域型保育 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育をいう。
- (27) 公定価格 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）」（以下「公定価格告示」という。）第 1 条第 12 号に規定する額をいう。

(28) 都市公園　都市公園法第2条に規定する都市公園をいう。

## 第2章 開所時間及び休園日

### (開所時間)

第3条 認可保育所の開所時間は、午前7時から午後6時までの1日当たり11時間までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定に関わらず、法第59条第2項に規定する時間外保育(以下「時間外保育」という。)の提供を行う認可保育所の開所時間は、午前7時から午後7時まで、又は午前7時から午後8時までとする。

3 前項に規定する開所時間は、午後6時以降において、利用児童の全員が降園した場合には、その時刻で閉所することができる。

### (原則的な保育提供時間)

第4条 認可保育所の原則的な保育提供時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定を受けた子ども

ア 前条第1項に規定する開所時間とする。

(2) 保育短時間認定を受けた子ども

次に掲げる時間のうち施設が指定した時間

ア 午前8時から午後4時まで

イ 午前8時30分から午後4時30分まで

ウ 午前9時から午後5時まで

### (時間外保育の提供)

第5条 認可保育所は、利用乳幼児の保護者の就労等の状況により、市長が認めた場合、時間外保育を提供するものとする。時間外保育の提供時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項に規定する開所時間に該当する認可保育所

ア 保育短時間認定を受けた子ども

第3条第1項に規定する開所時間のうち、第4条第2号に規定する原則的な保育提供時間を除いた時間とする。

(2) 第3条第2項に規定する開所時間に該当する認可保育所

ア 保育標準時間認定を受けた子ども

午後6時から午後7時まで、又は午後6時から午後8時まで

イ 保育短時間認定を受けた子ども

第3条第2項に規定する開所時間のうち、第4条第2号に規定する原則的な保育提供時間を除いた時間とする。

### (休園日等)

第6条 認可保育所の休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休園日を設けることができる。

- 2 前項に規定する市長が特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合をいう。
- (1) 大雨等により認可保育所が所在する地域において、土砂崩れ、河川の氾濫やその他天変地異等（以下「非常災害」という。）により児童の身体に危険が及ぶ場合
  - (2) 原因不明の感染症（新型インフルエンザ等）が流行し、児童に感染の恐れがある場合（ただし、原因が特定されている感染症（季節性のインフルエンザ等）を除く。）
- （休日保育）

第7条 認可保育所の休日保育は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。なお、この要綱に定めるほか、休日保育に必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）に保育を実施すること。なお、標準実施時間は、午前8時から午後7時とすること。
- (2) 札幌市内の認可保育所・認定こども園又は地域型保育事業を利用している2号認定こども及び3号認定こどものうち、休日においても保育の必要性があると認められる児童を対象とすること。なお、対象となる児童の年齢は、原則生後5か月から就学前までとし、休日保育に係る定員については、地域ニーズ等に応じ施設が設定することができる。
- (3) 児童の年齢及び人数に応じて、第11条に規定する保育士を配置すること。なお、一の認可保育所につき2人を下することはできない。
- (4) 対象児童に対し給食を提供すること。
- (5) 実施について、あらかじめ市長と協議すること。

（土曜日共同保育）

第7条の2 あらかじめ市長と協議の上認められた場合は、他の保育所、認定こども園又は地域型保育事業所と土曜日における共同保育を実施することができる。

### 第3章 設備の基準及び職員配置

（設備の基準）

第8条 認可保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる認可保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ $3.3\text{ m}^2$ 以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる認可保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあっては、認可保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき $1.98\text{ m}^2$ 以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき $3.3\text{ m}^2$ 以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) その他、札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）第181条の規定に基

- づき、設備を設けること。
- 2 前項に規定する基準については、分園においても同様とする。また、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができる。この場合、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意するとともに、分園において医薬品を備えること。
- 3 第1項第4号及び第5号に規定する認可保育所の屋外遊戯場は、次の各号のいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。
- (1) 当該認可保育所の敷地内の地上又は屋上に第1項第5号に定める面積を有する屋外遊戯場を設置することが困難である（利用定員を超えて児童を入所させようとして、同号の面積が不足する場合を含む。）と市長が特に認めること。
- (2) 屋外遊戯場に代えようとする都市公園が第1項第5号の屋外遊戯場に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該認可保育所からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。
- （他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
- 第8条の2 認可保育所の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該認可保育所の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該認可保育所の職員と兼ねさせることができる。
- （認可保育所の長の設置）
- 第9条 認可保育所には、当該認可保育所の管理者として、専任の長（認可保育所の設置者が、社会福祉法人又は学校法人以外の場合は、認可等要綱第4条第3項第1号及び第2号に規定する要件を満たす実務を担当する幹部職員）を置くこと。ただし、分園を設置する認可保育所にあっては、中心保育所と分園を一体的に管理することとする。
- 2 前項の認可保育所の長は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。
- (1) 児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認める者であること。なお、児童福祉事業等とは、児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等とし、同等以上の能力を有するとは、公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者とする。
- (2) 常時実際に当該認可保育所の運営管理の業務に専従し、他の認可保育所の長若しくは他の業務と兼務していないこと。
- (3) 保育所委託費（以下「委託費」という。）からの給付支出があること。
- （職員の一般的要件）
- 第10条 認可保育所の利用乳幼児の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉

事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の配置)

第 11 条 認可保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

2 分園を設置する認可保育所にあっては、嘱託医及び調理員については中心保育所に配置されていることから、分園には置かないことができる。

(保育士等の数)

第 12 条 前条に規定する保育士の数は、0歳児おおむね 3 人につき 1 人以上、1~2歳児おおむね 6 人につき 1 人以上、3歳児おおむね 20 人につき 1 人以上（公定価格告示第 1 条第 23 号に規定する 3 歳児配置改善加算を受ける認可保育所は、おおむね 15 人につき 1 人）、4 歳児以上おおむね 30 人につき 1 人以上とし、これとは別に非常勤（認可保育所等が定める就業規則等の常勤職員の一月の勤務時間数を下回る短時間勤務。以下同じ。）の保育士を配置すること。（分園を設置する認可保育所にあっては、中心保育所及び分園それにこの項の規定を適用する。）

2 保育士の最低必要人数の算出方法については、年齢区分ごとの児童数を前項に規定する人数で除し（小数点 2 位以下を切り捨てる。）、各々を合計した上で小数点以下を四捨五入して求めるものとする。

3 開所時間内は、前 2 項の規定により登園児童数に応じた職員配置を行うこと。なお、一の保育所につき保育士の数は、2 人を下ることはできない。

4 利用定員 90 人以下の認可保育所の保育士数は、第 1 項に定める数に別途 1 人を加配した数とする。（分園を設置する認可保育所にあっては、中心保育所及び分園それにこの項の規定を適用する。）

5 保育標準時間認定を受けた児童が利用する認可保育所の保育士数は、第 1 項に定める数に別途 1 人を加配した数とする。（分園を設置する認可保育所にあっては、中心保育所及び分園それにこの項の規定を適用する。）

6 公定価格告示第 1 条第 53 号の主任保育士専任加算を受ける認可保育所の保育士数は、第 1 項に定める数に別途 1 人を加配した数とする。

7 この要綱に定めるほか 公定価格算定にかかる加算認定を受ける認可保育所の保育士数及びその他の職員数は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成 28 年 8 月 23 日府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号、以下「留意事項通知」という。なお、留意事項通知が改正された場合、直近改正された留意事項通知を適用する。）に準じ加配した数とする。

8 保育士の数の充足にあたっては、当分の間、当該認可保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1 人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の在籍数が 4 人未満である保育所については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

(1) 保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。

- (2) 認可保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コース等の研修を修了すること。
- (3) その他、保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について(令和4年11月30日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)に準じ対応すること。

#### (調理員等の数)

第13条 第11条に規定する調理員の数は、認可保育所の運営状況に応じて、利用定員40人以下の認可保育所においては1人以上、利用定員41人以上150人以下の認可保育所においては2人以上、利用定員151人以上の認可保育所においては3人以上(うち1人は非常勤可)とする。

#### (配置基準職員数の算出方法等)

第14条 認可保育所の職員は、児童処遇等の観点から常勤職員(認可保育所等が就業規則等で規定する常勤職員。以下同じ。)とすること。ただし、認可保育所における開所時間及び時間外保育時間の勤務体制を確保するために、非常勤職員を活用しても差し支えないこととする。

- 2 非常勤職員の勤務時間数は、職種毎に常勤職員化計算し、職員配置に必要な人数として加えることができる。
- 3 前項に規定する常勤職員化計算の算出については、職種ごと非常勤職員等の当該月実勤務時間数の合計を就業規則等で定めた常勤職員の一月当たりの勤務時間数(以下「就業規則等勤務時間数」という。)で除して求めるものとする。(小数点以下の端数処理は行わない。)ただし、就業規則等勤務時間数と常勤職員の一月当たりの実勤務時間数(超過勤務を除く。)に著しく差が生じている場合、この限りではない。

#### (嘱託歯科医の設置)

第15条 認可保育所には、第11条に規定する職員のほか、嘱託歯科医を置かなければならない。

- 2 嘱託歯科医は、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができる。

### 第4章 利用手続き・利用者負担等

#### (重要事項説明)

第16条 認可保育所の設置者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、法第20条第1項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を受けた保護者に対し、運営規程の概要、認可保育所の職員に係る勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育及び保育の選択に資すると認められる重要事項等を記した文書(以下「重要事項説明書」という。)を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得なければならない。

#### (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止)

第17条 認可保育所の設置者は、教育・保育給付認定を受けた保護者から利用の申込み

を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第18条 認可保育所の設置者は、保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定を受けた保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助等)

第19条 認可保育所の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。また、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(実費徴収・上乗せ徴収の受領)

第20条 認可保育所の設置者は、保育の提供に要する経費について、原則、委託費の範囲で賄わなければならない。ただし、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、市長と協議をした上で、当該保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払（上乗せ徴収）を利用乳幼児の保護者から受けることができる。

2 認可保育所の設置者は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払（実費徴収）を利用乳幼児の保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用（利用乳幼児及び利用乳幼児の保護者の所有となるものに限る。）
- (2) 保育等に係る行事への参加に要する費用（利用乳幼児の費用は、原則、設置者が負担すること。）
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）未満であるものに対する副食の提供

イ 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合に負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

- (4) 認可保育所に通う際に提供される便宜に要する費用（登所バス等の利用にかかる費用に限る。）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、認可保育所の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、利用乳幼児の保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 3 認可保育所の設置者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用乳幼児の保護者に対し交付しなければならない。
- 4 認可保育所の設置者は、第1項及び第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用乳幼児の保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第2項の金銭の支払（実費徴収）に係る利用乳幼児の保護者の同意については、文書によることを要しない。

（利用定員の変更）

第21条 認可保育所の利用定員は、市長が別に定める取扱い等により変更しなければならない。

## 第5章 児童処遇

（認可保育所の役割及び社会的責任）

- 第22条 認可保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- 2 認可保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、認可保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。
  - 3 認可保育所は、利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
  - 4 認可保育所の保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、認可保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、利用乳幼児を保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。
  - 5 認可保育所の職員は、保育の提供に当たっては、利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努め、利用乳幼児又は利用乳幼児の保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
  - 6 認可保育所の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利用することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

（認可保育所の取扱方針）

第23条 認可保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とする。

2 認可保育所における保育の実施は、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」（以下「保育指針」という。）に沿って、保育の提供を適切に行わなければならない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第24条 認可保育所の設置者及び職員は、利用乳幼児について、その国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 認可保育所の職員は、利用乳幼児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び従事者の健康診断）

第26条 認可保育所の長は、利用乳幼児に対する入所時の健康状態の把握（満2歳未満の乳幼児については、支援制度担当部長が別に定める入園時健康診査による）及び少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 認可保育所の長は、前項の規定にかかわらず、利用乳幼児に対する入所時の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合、認可保育所の長は、利用乳幼児に対する入所時の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 認可保育所の長は、職員の健康診断にあたっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について、定期的な健康診断のほか、採用前及び月1回以上の腸管出血性大腸菌の検査を含む検便検査を受けさせること。

（苦情解決）

第27条 認可保育所の設置者は、その提供した保育に関する利用乳幼児又は利用乳幼児の保護者その他の当該利用乳幼児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 苦情解決の仕組みに係る規程の整備
- (2) 苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
- (3) 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（平成12年6月7日児発第575号、厚生省児童家庭局長通知）」2の(3)に定める第三者委員の複数人の設置
- (4) 利用乳幼児の保護者への苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名及び連絡先並びに苦情解決の仕組みの周知
- (5) 苦情記録簿の整備
- (6) 苦情内容及び苦情解決結果の定期的な公表

2 認可保育所の設置者は、札幌市から当該認可保育所において行った保育の実施に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(利用乳幼児の保護者との連絡)

第 28 条 認可保育所の長は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 29 条 認可保育所は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(全体的な計画の作成)

第 30 条 認可保育所は、保育指針第 1 章 1 の(2)に示す保育の目標を達成するために、各認可保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、認可保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

2 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に編成されなければならない。

3 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各認可保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

(指導計画の作成)

第 31 条 認可保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

2 指導計画の作成に当たっては、保育指針第 2 章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(1) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(2) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

3 指導計画においては、認可保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連續性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

4 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。

- 5 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- 6 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
- 7 障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(保育所児童保育要録の作成及び送付)

第32条 子どもに関する情報共有に関して、認可保育所に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料（札幌市保育所児童保育要録）が認可保育所から小学校へ送付されるようにすること。

(保育士等の自己評価)

第33条 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

- 2 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。
- 3 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、認可保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(保育所の自己評価)

第34条 認可保育所は、保育の質の向上を図るために、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該認可保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

- 2 認可保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や認可保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むよう留意すること。
- 3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。）第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。

(評価を踏まえた計画の改善)

第35条 認可保育所は、評価の結果を踏まえ、当該認可保育所の保育の内容等の改善を図ること。

- 2 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むこと

に留意すること。

(保健計画の作成)

第 36 条 認可保育所は、保育指針第 1 章、第 2 章等の関連する事項に留意し、次の各号に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

- (1) 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。
- (2) 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

(利用乳幼児の保護者に対する支援)

第 37 条 認可保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、保育指針第 1 章及び第 2 章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するようにすること。

(職員の資質向上)

第 38 条 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに認可保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。

- 2 各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、認可保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 3 認可保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

(施設長の責務)

第 39 条 施設長は、認可保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、管理者としての専門性等の向上に努め、当該認可保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

- 2 施設長は、認可保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

(職員の研修等)

第 40 条 認可保育所において、職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、認可保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主

体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

- 2 各認可保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためにには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、認可保育所は必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

(研修の実施体制等)

第41条 認可保育所においては、当該認可保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

- 2 外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、認可保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、認可保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。
- 3 施設長等は認可保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 認可保育所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合において、当該事故又は事態を設置者に報告するとともに、当該事故又は事態の分析を通じた改善策を認可保育所の職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び認可保育所の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 認可保育所は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 認可保育所は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 4 認可保育所は、子どもに対する保育の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

第6章 給食の実施・衛生管理等

(食事の提供)

第43条 認可保育所において、入所している児童に食事を提供する場合は、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する

ものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 提供前に検食を行うこと。
- 4 保存食を実施すること。

(食事の調理)

第 44 条 前条に規定する食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

- 2 第 11 条第 1 項ただし書きの規定により調理員を置かない認可保育所を除き、当該認可保育所の職員によって行うこと。
- 3 調理業務の全部又は一部を委託する認可保育所の実施に関する基準は、子育て支援部長が別に定めるものとする。
- 4 分園に調理室を設けない場合、中心保育所で調理した食事をその都度分園に運搬し、提供すること。

(食育の推進)

第 45 条 認可保育所は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の趣旨を踏まえ、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めること。

- 2 前項に規定する食育の推進にあたり、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(衛生管理)

第 46 条 認可保育所の設置者等は、当該認可保育所に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 認可保育所の設置者等は、当該認可保育所において感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(医薬品等の常備とその管理)

第 47 条 認可保育所の設置者等は、当該認可保育所において、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

## 第 7 章 防災対策

(防災対策)

第 48 条 認可保育所の設置者は、当該認可保育所において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 認可保育所の設置者は、少なくとも毎月 1 回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

- 3 認可保育所の設置者は、非常災害が起こった場合の保護者への連絡体制を確立し、連絡方法等を周知しなければならない。

(防火管理者の設置)

第49条 認可保育所には、防火管理者を置かなければならない。

- 2 前項の規定により防火管理者を定めたとき、又は解任したときは、遅滞なくその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。
- 3 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。
- 4 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

(安全計画の策定等)

第49条の2 認可保育所の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該認可保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた認可保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他認可保育所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 認可保育所の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 認可保育所の設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 認可保育所の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第49条の3 認可保育所の職員は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 認可保育所の設置者は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもののその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該認可保育所の職員にこれを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わせなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第49条の4 認可保育所の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 認可保育所の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 認可保育所の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

## 第8章 検査・会計処理と規程の整備等

### (検査・指導監査等)

第 50 条 認可保育所の設置者は、札幌市及び厚生労働省等が実施する施設に関する調査、帳簿書類等の提出依頼及び立ち入り検査等に応じなければならない。また、保護者等からの苦情に関して行う調査に協力しなければならない。

- 2 認可保育所の設置者は、前項に定めるもののほか、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱に基づいた指導監査（以下、「監査」という。）に応じなければならない。
- 3 監査を受ける認可保育所の設置者は、札幌市が指定する帳簿書類等を用意し、監査実施日の施設運営に支障の無い範囲で職員（施設長、副施設長、主任保育士、栄養士、事務員等。なお、会計業務等を外部委託している場合は、委託先の担当職員。）を同席させなければならない。
- 4 前3項の検査等で札幌市から指導又は助言を受けたときは、必要な改善を行わなければならない。なお、札幌市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しなければならない。

### (委託費の使途制限)

第 51 条 認可保育所の設置者は、次に掲げる通知等に基づき委託費を支出しなければならない。

- (1) 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 号第 6 号）」
- (2) 「「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 255 号、雇児保発 0903 第 1 号）」
- (3) 「「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 256 号、雇児保発 0903 第 2 号）」（第 1 号から第 3 号について、以下「国経理等通知」という。）
- (4) 前 3 号に関わらず支援制度担当部長が別に定める委託費の経理に関する事項

### (会計処理)

第 52 条 認可保育所の設置者は、保育事業の会計（複数認可保育所を運営する場合は、認可保育所ごと）を他の事業の会計と区分した上で、次に掲げる会計処理を行わなければならない。なお、設置者の事業類型に関わらず会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

### (1) 認可保育所の設置者が社会福祉法人の場合

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、次に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

ア 資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内

訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む)

イ 事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む）

ウ 貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表）

エ 財産目録

(2) 認可保育所の設置者が社会福祉法人以外の場合

認可等要綱第13条に基づき、次に掲げる財務諸表を作成しなければならない。ただし、公的な会計基準のない認可保育所の設置者は、前号の規定により作成することができる。

ア 収支計算書又は損益計算書

イ 積立金・積立資産明細書（学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、認可等要綱に定める積立金・積立資産明細書）

ウ 学校法人会計基準による会計処理を行っている者は、学校法人会計基準による貸借対照表

エ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、認可等要綱に定める借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(会計報告)

第53条 認可保育所の設置者は、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、前条に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

2 前条第1号に定める会計処理を行った場合、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、財務諸表及び事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項（現況報告書等）を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第2号に定める会計処理を行った場合、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、認可等要綱第13条に定める財務諸表及び市長が別に定める事項を札幌市に提出しなければならない。

4 前2項及び国経理通知等の規定に関わらず、指導監査等において財務状況を報告する場合は、財務諸表に加え、支援制度担当部長が別に定める資金収支分析表を提出しなければならない。

(規程の整備)

第54条 認可保育所には、当該施設の管理運営に関し、次の各号に掲げる規程を設けなければならない。

(1) 運営規程（次に掲げる事項を規定しなければならない。）

ア 施設の目的及び運営の方針

イ 提供する保育の内容

ウ 職員に係る職種、員数及び職務の内容

エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

オ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由

及びその額

- カ 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
  - キ 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
  - ク 緊急時等における対応方法
  - ケ 非常災害対策
  - コ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - サ その他運営に関する重要事項
- (2) 就業規則(育児休業、介護休業に関する規則等を含む)
- (3) 給与規程
  - (4) 旅費規程
  - (5) 苦情解決の仕組みに関する規程
  - (6) 個人情報保護規程
  - (7) 経理規程
- 2 前項に定めるもののほか、認可保育所においては、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けるものとする。
- (1) 入所する者の援助に関する事項
  - (2) その他施設の管理についての重要事項
- (備え付ける帳簿)

第 55 条 認可保育所には、次の各号に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 管理運営に関する帳簿
  - (2) 児童に関する帳簿
  - (3) 給食に関する帳簿
  - (4) 職員に関する帳簿
  - (5) 防災に関する帳簿
  - (6) 経理に関する帳簿
- 2 前項に定める帳簿の整備、保存については、別表に掲げるものを基準とする。なお、帳簿の名称等については、認可保育所の設置者の実情に応じ、変更することができるものとする。
- (電磁的記録等)

第 55 条の 2 認可保育所の設置者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

- 2 認可保育所の設置者は、この要綱の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出

に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該認可保育所の設置者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 認可保育所の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 認可保育所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあっては、認可保育所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項前段の規定により記載事項の提供を行う場合の電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 認可保育所の設置者は、第2項前段の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前3項の規定は、この要綱の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項前段中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「その同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項後段中「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項前段」とあるのは「第5項において読み替えて準用する前項前段」と、「記載事項の提供を行う」とあるのは「同意を得る」と、前項中「第2項前段」とあるのは「次項において読み替えて準用する第2項前段」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と読み替えるものとする。

(委任)

第 56 条 この要綱に定めるもののほか、認可保育所の管理運営に関し必要な事項は、子育て支援部長及び支援制度担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条～第 20 条の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 49 条の 3 の規定は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する認可保育所について、当該自動車に同条第 2 項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、適用しない。この場合において、当該認可保育所の設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わせなければならない。

別表

区分	帳簿等	保存期間（備考）
1 管理運営関係	(1) 運営規程等（重要事項説明書含む）	永久
	(2) 就業規則等（給与、旅費含む）	永久
	(3) 認可・確認・届出関係書類	永久
	(4) 土地・建物関係書類	永久
	(5) 施設台帳（沿革史等を含む）	永久
	(6) 苦情受付記録簿	5年
	(7) 事故記録簿	5年
	(8) 業務日誌	5年
	(9) 職員会議録	5年
	(10) 事業計画・報告関係書類	3年
2 児童関係	(1) 児童名簿	5年
	(2) 児童票	5年
	(3) 支給認定申請関係	5年
	(4) 児童出席簿	5年
	(5) 保育の計画 ア 全体的な計画	5年
	イ 長期指導計画（年・期・月）	5年
	ウ 短期指導計画（週・日）	5年
	エ 保育所児童保育要録	6年
	(6) 自己評価関係書類	5年
	(7) 健康診断記録	5年
3 給食関係	(8) 保育日誌	5年
	(9) 保育実施関係書類	5年
	(10) 園だより	3年
	(1) 集団給食施設設置・変更・廃止届	永久
	(2) 献立表（予定、実施）	5年
	(3) 給食日誌	1年
	(4) 検食記録簿	1年
	(5) 給食だより	1年
	(6) 衛生管理チェック表	1年
	(7) 食材発注・納品簿	5年
4 職員関係	(1) 労働者名簿	永久
	(2) 辞令簿	永久
	(3) 履歴書綴	3年（退職後）
	(4) 資格証明書（登録証）綴	永久
	(5) 各種労使協定書・労基署届出関係書類	永久

	(6) 勤務割表	3年
	(7) 出勤簿	3年
	(8) 給与（賃金）台帳	10年
	(9) 時間外・休日勤務命令簿	3年
	(10) 休暇簿・出勤整理簿	3年
	(11) 出張命令関係簿	5年
	(12) 健康診断記録簿	5年
	(13) 検便実施記録簿	5年
	(14) 社会保険・労働保険関係書類	5年
	(15) 所得税（源泉徴収）関係書類	5年
	(16) 退職共済関係書類	5年
	(17) 雇入通知書・雇用契約関係書類	3年（退職後）
	(18) 各種手当届出関係書類	3年
5 防災関係	(1) 防火管理者選任届関係書類	永久
	(2) 消防計画関係書類	5年
	(3) 消防用設備点検結果報告書関係書類	3年
	(4) 避難（消火）訓練実施記録関係書類	3年
6 経理関係	(1) 経理規程	永久
	(2) 財産目録	5年
	(3) 固定資産管理台帳（不動産台帳を含む）	10年
	(4) 予算書	10年
	(5) 決算報告書（貸借対照表・収支計算書等）	10年
	(6) 決算付属明細書	
	ア 借入金明細表	10年
	イ 貸付金明細表	10年
	ウ 寄附金収入明細表	10年
	エ 金銭残高明細表	10年
	オ 預貯金・有価証券等明細表	10年
	カ 預貯金残高証明書	10年
	キ 未収・未払・預金等明細表	10年
	ク 積立金・引当金明細表	10年
	ケ 補助金収入明細表	10年
	コ 基本金明細表	10年
	サ 国庫補助金等特別積立金明細表	10年
	シ 固定資産増減明細表	10年
	ス 固定資産集計表	10年
	(7) 総勘定元帳	10年
	(8) 仕分伝票	10年

(9) 現金出納帳	10年
(10) 小口現金出納帳	10年
(11) 寄附金・寄附物品台帳	10年
(12) 利用料等徴収関係書類	3年
(13) 施設型給付費・補助金請求・精算関係書類	5年
(14) 備品台帳	10年
(15) 借入金台帳	10年
(16) 貸付金台帳	10年
(17) 未収金台帳	10年
(18) 未払金台帳	10年
(19) 有価証券等台帳	10年
(20) 月次試算表	10年